

予定価格と最低制限価格の意義及び設定の考え方

1 意義

(1) 予定価格【便覧 P. 24「長岡市財務規則第 148 条、149 条」】

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定する見積金額であり、予定価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の上限を示すものである。

(2) 最低制限価格【便覧 P. 25「長岡市財務規則第 150 条」】

最低制限価格はダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。

また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限を示すものである。

2 設定の考え方

(1) 予定価格

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実施の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行い、契約担当（※）がその積算額に基づいて予定価格を決定するものである。

※ 市長部局：財務部長は設計額 500 万円以上のもの、契約検査課長はそれ以外のもの

水道局：水道局長は設計額 500 万円以上のもの、特命主幹(契約検査課長)はそれ以外のもの

(2) 最低制限価格

最低制限価格制度により設けられる価格であり、予定価格を基に所定の算定式※により算出されるものであり、契約担当（※）が決定するものである。

最低制限価格制度は、工事・製造その他の請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。

※ 算定式

直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55
(千円未満切り捨て)

※ 市長部局：財務部長は設計額 500 万円以上のもの、契約検査課長はそれ以外のもの

水道局：水道局長は設計額 500 万円以上のもの、特命主幹(契約検査課長)はそれ以外のもの